

非常災害に係る緊急措置について

【地震発生時】の措置

1	大地震(震度 5 弱以上)が発生の場合	
	始業前	臨時休校（登校途中の場合は学校へ向かう）
	授業中	授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
	放課後	下校中（帰宅します。） 在校時（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をするので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>		
2	震度 4 以下の地震が発生の場合	
	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうするか判断するので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>	

【暴風警報】【特別警報】茨木市で発令時の措置

「茨木市」または「北大阪」に「暴風警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとる。
（「大雨・洪水」等の警報が発令されている場合は、原則として通常通り登校）

1	午前 7 時の時点で警報発令中の場合	自宅待機
2	午前 7 時以降、午前 9 時までに警報解除の場合	解除された時点で集団登校をしてください。 平常通り授業を行います。給食はあります。
3	午前 9 時に警報が解除されていない場合	臨時休校

●「特別警報」（大雨・暴風等）が発令された場合も、暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

【避難勧告】【避難指示(緊急)】東小学校校区内の地域に発令時の措置

1	午前 7 時の時点で警報発令中の場合	自宅待機または避難
2	午前 7 時以降、午前 9 時までに警報解除の場合	解除された時点で集団登校をしてください。 平常通り授業を行います。給食はあります。
3	午前 9 時に警報が解除されていない場合	臨時休校

●校区内地域に、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されているときは状況に応じて、臨時休校等の措置をとる場合もあります。その時は、学校からご家庭に連絡します。

※登校後に各種警報等が発令された場合は、通学路の安全等の状況に応じて、集団下校または学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督の措置となります。

※メール配信がない限りは、このプリントに従ってください。（学校への問い合わせは、ご遠慮ください。）